

水道課からのお知らせ

《水道料金等の納入通知書が変わりました》

今月発送分の納入通知書から様式がハガキタイプに変わりました。

これまで納入通知書による水道料金等の納付は、役場窓口や取扱金融機関のみでしたが、今月から、新たにコンビニエンスストアでの納付（コンビニ納付）が可能となりました。

コンビニ納付は、全国のコンビニで、夜間、休日を問わず納付することが可能ですので、日中、お仕事などで忙しい方は、ぜひご利用ください。手数料はかかりません。

《水道料金等の収納事務の一部を委託しました》

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料のコンビニエンスストア納付に係る収納事務を委託しましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び余市町コンビニエンスストア収納事務委託管理規程第8条の規定に基づき次のとおり公表します。

1. 委託事務の範囲 水道料金及び下水道使用料について、コンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を本町水道事業会計に払い込む業務

2. 受託者 株式会社 北海道銀行（北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地）
取締役頭取 笹原 晶博
地銀ネットワークサービス株式会社（東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号）
代表取締役 古城 幸雄

3. 委託期間 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

◆問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



余市警察署からのお知らせ

安全・安心なまちづくりの日及び全国地域安全運動
～みんなで築こう、安全で安心な大地～



- 10月11日から20日までの10日間、「平成28年全国地域安全運動」を実施します。
- 運動重点は ① 子供と女性の犯罪被害防止
② 特殊詐欺の被害防止
③ 侵入窃盗の被害防止 です。
- 子供を犯罪被害から守るため、「いかのおすし」の防犯標語を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょ。

防犯標語「いかのおすし」

い	⇒	「い」	ない（知らない人に、危ないところに）
か	⇒	「の」	らない（知らない人の車に）
の	⇒	「お」	おきな声で叫ぶ（危ないときは）
お	⇒	「す」	ぐ逃げる（とにかく人のいるところに）
す	⇒	「し」	らせる（近くの大人や警察、家の人に）
し	⇒		

余市町の空間放射線量率の状況

空間放射線量率は「**平常レベル**」でした

- ◆測定日：8月24日～9月21日
- ◆最高値：48nGy/h
- ◆最低値：37nGy/h
- ◆平均値：39nGy/h

※直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びています。平常時に測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時（nGy/h）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

地域協働推進課 ☎21-2142